10年前の事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までの保有期間に係る販売費及び一般管理費　(15の④)×４％	
上記以外の保有期間内の日を含む事業年度又は連結事業年度	法定の販売費及び一般管理費　㉘×４％
	実績による販売費及び一般管理費

を

10年前の事業年度開始の日の前日までの保有期間に係る販売費及び一般管理費　(15の④)×４％	
上記以外の保有期間内の日を含む事業年度	法定の販売費及び一般管理費　㉘×４％
	実績による販売費及び一般管理費

に、

上記以外の保有期間内の日を含む事業年度又は連結事業年度

を

上記以外の保有期間内の日を含む事業年度

に、

10年前の事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の帳簿価額	保有期間の月数の合計

②×③	保有期間	10年前の事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の帳簿価額

を

10年前の事業年度開始の日の前日の帳簿価額	保有期間の月数の合計	②×③	保有期間	10年前の事業年度開始の日の前日の帳簿価額

に、

事業年度又は連結事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の保有期間の月数

②×③	事業年度又は連結事業年度

を

事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の保有期間の月数	②×③	事業年度

に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表三（二の三）付表　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第62条の３第２項第１号イ（土地の譲渡等がある場合の特別税率）に掲げる土地等の譲渡（令和８年３月31日以前に行うものを除く。以下この記載要領において「土地等の譲渡」という。）について同条第５項の規定の適用を受ける場合又は同項の規定の適用を受けた土地等の譲渡をした法人が租税特別措置法施行令第38条の４第44項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定の適用を受ける場合（同法第62条の３第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る同号イに規定する土地等について、当該事業年度の別表三(二の三)「18」の欄に記載すべき金額が、当該土地等に係る当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の別表三(二の三)「18」の金額と異なる場合に限る。）に記載すること。

別表三(二の三)㈣を次のように改める。